

総論関係

分類	質問内容	回答
定義等	「バリアフリー」と「ユニバーサルデザイン」の違いを教えてください。	障害者基本計画(平成14年12月閣議決定)によると、「バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア(障壁)に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方」と定義されています。
定義等	バリアフリー新法の対象は誰なのか？	バリアフリー新法では、第1条(目的)にあるとおり、「高齢者、障害者等」＝「高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるもの」を対象としており、けが人、妊婦なども対象にしています。
定義等	バリアフリー新法において、身体障害者手帳を所持しない難病患者や長期慢性疾患患者も含まれているのか？	バリアフリー新法では、第1条(目的)にあるとおり、「高齢者、障害者等」＝「高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるもの」を対象としており、障害者手帳の有無で区別はしていません。
提案制度	バリアフリー新法27条に基づく、提案制度に関する支援措置はあるのか？	基本構想提案制度に係る国の補助制度はありません。
提案制度	基本構想の提案について、住民1人でも提案があれば、市町村は策定しなければならないのか？	バリアフリー新法第27条(基本構想の作成等の提案)第1項に規定する者であれば、提案は可能です。また、提案に基づく作成の有無については、提案内容を十分検討して市町村が判断します。
提案制度	住民からの基本構想提案に関する作成要領を策定するのか？	国として作成要領を特に定める予定はありません。

総論関係

分類	質問内容	回答
提案制度	基本構想の作成に当たり、高齢者・障害者等当事者から提案された例はどれくらいあるのか？	旧交通バリアフリー法においては基本構想提案制度がありませんでしたので、実態上当事者からの提案の上で策定されたものがどの程度あるのかは不明です。
路外駐車場	法第12条の届出様式はいつごろお示しいただけるでしょうか。	平成18年12月15日に定めた施行規則で示しています。
罰則	新法に関して、罰則規定はありますか。	罰則については、バリアフリー新法第59条～第64条に規定されています。
法律運用	新法の周知方法はどのようなことを考えていますか？	バリアフリー新法に係るパンフレット、逐条解説書を発行し、説明会・講演会での説明など、さまざまな手段で周知に努めます。
法律運用	駐車場、公園、建築物等の基準について、別途説明があるとのことだったが、各地（県単位等）で実施していただけるのか？	開催場所等検討中です。それぞれの担当課に問い合わせてください。
法律運用	新法の関連資料をホームページなどで公開してほしい。	バリアフリー新法関連情報等については、随時ホームページに掲載していく予定です。 http://www.mlit.go.jp/barrierfree/barrierfree_.html

総論関係

分類	質問内容	回答
法律運用	バリアフリー新法の作成過程における障害者の関与はどうだったのか？	バリアフリー新法の検討のベースになったユニバーサルデザイン政策大綱の検討において、懇談会で障害者団体の方々からご意見をいただき、またその後の関連政省令の作成の際にも、懇談会やパブリックコメントなどを通じてご意見をいただき内容に反映させています。
法律運用	バリアフリー新法を踏まえたバリアフリー整備において、障害者等の当事者の関与を図るべきではないか。	バリアフリー新法第26条(協議会)や基本方針において、基本構想を作成する際には、協議会を設けるとともに、障害者等の当事者が参画することの重要性を規定しています。
法律運用	バリアフリー新法第14条第3項の規定に、路外駐車場・都市公園の規定の追加ができるでしょうか。	バリアフリー新法第14条第3項の規定は、建築物に係る規定であり、この規定を根拠とした路外駐車場・都市公園の規定の追加はできません。
法律運用	バリアフリー新法12条第1項ただし書きには、駐車場法に基づく届出の際に必要な書類を添えて届出たときはこの限りではないとされています。本県では、駐車場法に基づく届出を市町村へ権限委任しているが、特定路外駐車場の届出の必要書類を添えて、市町村へ届出すれば良いのか。それともバリアフリー新法に基づく届出も権限委任すべきか。	第12条第1項のただし書きが、届出の事務の効率化、簡素化を図るために規定していることを踏まえ、各地方公共団体において判断してください。
法律運用	基本構想の国への送付先は、どこになりますか？	国土交通省総合政策局政策課

総論関係

分類	質問内容	回答
法律運用	新法関連の総括窓口は、地方整備局、運輸局のどちらになりますか。また、本省での総括窓口はどこになりますか。	地方整備局及び運輸局での連携を密接に図りますので、どちらにご相談いただいても構いません。また、本省の担当課は別記のとおり。
法律運用	法第2条第12項の「…公園施設を設け若しくは管理し、若しくは設け若しくは管理しようとする者をいう。」とはどういう意味ですか。	ご質問の規定は、以下の2つの部分に分けられます。 ①都市公園法第5条第1項の規定による許可を受けて公園施設を設置・管理する者（既に公園施設を設置管理している者という意味） ②都市公園法第5条第1項の規定による許可を受けて公園施設を設置・管理しようとする者（今後公園施設を設置管理する者という意味）
法律運用	バリアフリー新法において、都市公園法における公園施設の規定がありますが、バリアフリー新法施行に伴い都市公園法も改正されますか。	都市公園法の改正は予定していません。
法律運用	協議会のメンバーは？	法第26条第2項において協議会の構成員について定めています。
実績報告 （交通）	旧基準にて整備済である車両の取り扱いについての考え方を教えてください（移動等円滑化の目標値の50%に旧基準により整備された車両はどのように扱うのでしょうか）。	来年度報告していただく移動等円滑化実績報告の取扱いについては、改正前の基準に基づく実績及び改正後の基準に基づく実績を報告していただく予定です。
実績報告 （交通）	移動等円滑化実績報告について、新法施行後の18年度報告は、新基準に基づく報告になるのでしょうか。	来年度報告していただく移動等円滑化実績報告の取扱いについては、改正前の基準に基づく実績及び改正後の基準に基づく実績を報告していただく予定です。